

2026 年 10 月 1 日

個人ローン債権の督促業務に関する業務委託開始について

株式会社筑邦銀行（頭取 鶴久 博幸）は、個人のお客さま向けローン債権の督促業務の一部を、日本債権回収株式会社に業務委託することといたしましたのでお知らせいたします。

つきましては、2026 年 10 月 1 日以降、お支払いが遅れたお客様に対しましては、日本債権回収株式会社からも文書・電話等によりご連絡させていただく場合がございますので、ご案内申し上げます。

記

1. 業務委託先の概要

（1）委託先

日本債権回収株式会社（略称：JCS）

（株式会社オリエントコーポレーションの 100% 子会社）

（2）本社所在地

東京都千代田区麹町 5 丁目 2 番地 1 オリコ本社ビル 5 階

（3）設立

1999 年 1 月

※ 日本債権回収株式会社は、債権管理回収業に関する特別措置法に定める債権回収会社です。（法務大臣許可番号第 2 号）

2. 委託業務内容

（1）電話・SMS による入金督促業務

（電話番号：0570-047-047）

（2）文書による入金督促業務

（3）催告書（内容証明郵便）の作成、発送業務

3. 委託開始日

2026 年 10 月 1 日（木）

以上

本件に関するお問い合わせ先
筑邦銀行 バックオフィスセンター
電話 0942-32-5461